

PRTR排出量による暴露クラスの見直し

資料5-1
平成25年7月19日

I 1. への該当性を検討する物質

1. 人健康影響

No.	物質名称	旧指定 または 旧二監通し番号	旧三監 通し番号	生分解性	有害性 クラス	化審法届出		PRTR届出(平成23年度)		
						暴露クラス	優先度	暴露クラス	優先度	排出量
										[t/y]
1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	1014		良	2	4	中	3	高	180
2	トリエチルアミン	981		難	3	4	中	3	中	191
3	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	378		難	2	5	中	4	中	75
4	トリエチレンテトラミン	982		難	2	5	中	4	中	15
5	シクロヘキシルアミン	1083		良	2	5	中	4	中	13
6	フタル酸ジ-n-ブチル	1076		良	4	5	低	4	低	16

2. 生態影響

No.	物質名称	旧指定 または 旧二監通し番号	旧三監 通し番号	生分解性	有害性 クラス	化審法届出		PRTR届出(平成23年度)		
						暴露クラス	優先度	暴露クラス	優先度	排出量
										[t/y]
1	トリエチレンテトラミン	982		難	3	5	低	4	中	14

※ 参考5 今回のスクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準

I 1. PRTR排出量による暴露クラスの見直し

暴露の指標は、届出数量、用途分類、スクリーニング評価用の用途分類別排出係数を用いて算出した全国合計排出量(化審法排出量)を基本とするが、今回のスクリーニング評価では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)のPRTR制度に基づき事業者から届け出られた又は国により推計された排出量(PRTR排出量)が得られる場合は、必要に応じて暴露クラスを見直すこととする。具体的には、優先度が「中」、「低」に区分された物質のうち、PRTR排出量が得られる物質については、化審法排出量とスクリーニング評価時に得られる直近のPRTR排出量とを比較し、PRTR排出量の方が大きく、3省の審議会での必要性が認められる場合は、PRTR排出量を用いて暴露クラスを見直すこととする。